学生相談と多様性

甲南大学学生相談室 高 石 恭 子

I. はじめに

2020年の東京五輪・パラリンピックは、「多様 性と調和 | を大会ビジョンのコンセプトの1つに 掲げている。これは、2014年に同組織委員会に よって盛り込まれたものである。抽象的、理念的 に語られることが多かった「多様性」という社会 のテーマについて、選手をはじめ多数のインバウ ンドの人々を受け入れる体制作りを通して、ここ 数年、わが国でもようやく具体的にこのテーマに どう取り組めばよいのかが広く議論されるように なってきたのは好ましいことと言えるだろう。 「多様性(ダイバーシティ)」にはさまざまな次元 が含まれるが、とりわけスポーツ界は、性のあり 方の多様性を受け入れることに対して葛藤が大き く、LGBT などの性的マイノリティの選手がど うすれば公平に競技参加の権利を行使できるのか が、切実な問題となっている。

高等教育、さらに学生相談界ではどうだろうか。 筆者の最近の経験から言うと、数年前、全米の学生相談機関長の協会(AUCCCD:Association for University and College Counseling Center Directors)に入会登録した際、性別欄の選択肢が4つある(Male/Female/Transgender/Self-Identity)ことにまず驚いた。年次大会に参加申込をした際に再び驚いたのは、大会の場で自分がどの性の代名詞で呼ばれたいかを記入する欄があり、実際に参加した会場で渡された吊り下げ名札には、それ(筆者の場合、She|Her|Hers)が印刷されていたことである。自分のアイデンティティは自分で宣言し、獲得するものだという意識に支えられたアメリカ文化を肌で感じ、「なんとなく察する」のを良しとする日本人の意識との差 異を強く実感する機会となった。

多様な学生に、それぞれ「個」として最適な高 等教育と学生相談サービスを提供するためには、 まず教職員やカウンセラーが多様性の価値に自覚 的になり、開かれていなければならない。多文 化、多民族をその出発点にもつ米国の現状に触れ て、筆者も多様性に対する感性をもっと鋭く磨 き、自分自身の実践を見直していく必要があると 考えさせられる経験であった。もっとも、その米 国における「アメリカ・ファースト」のスローガ ンをはじめ、近年の諸外国では移民に対する排外 主義の動きが尖鋭化していることも報道されてい る通りである。多様性の受容が自分自身や自分の 属する集団の利害と結びつくことがわかったと き、寛容は容易に不寛容に転じてしまう。多様性 の実現と維持は、人間社会にとって、相当に複雑 で難しい問題に違いない。

「多様化が進んでいる」と言われる今日のわが 国の大学や学生に、学生相談と学生相談カウンセラーがどのように向き合っていく必要があるのか を考えるにあたって、この「多様性」という概念 を理念として受け止めるだけでなく、より具体的 にその内容の詳細を吟味し、またこの概念がどの ような歴史的、社会的文脈のなかで用いられるよ うになったのかを理解しておくことは、非常に重 要な作業であると考えられる。

そこで本論文では、これまで高等教育のなかで 多様性および多様化というテーマがどのように扱 われてきたかという歴史と現状を、わが国と欧米 とで概観し、次に他領域(生物学など)における 関連する議論を参照しつつ「多様性」とは何かを 再考し、最後にそれらから得られる知見をもと に、学生相談カウンセラーがもつべき視点と態度 について考察してみたい。

Ⅱ. わが国の高等教育において「多様性」はどう捉えられてきたか

1. 学生の多様化

学生の多様性が高等教育においていつ頃から問題として注目されるようになったのかについては、日本高等教育学会が年1回発行している研究誌「高等教育研究」を概観すると、その歴史的な経過がみえてくる。1998年に創刊し、第22集を数えている本誌各号の特集には、「ユニバーサル化への道」(1999年)、「連携する大学」(2006年)、「高大接続の現在」(2011年)「高等教育研究における IR」(2016年) など、その年代ごとの喫緊課題が取り上げられているからである。

このうち「学生」を取り上げた特集は、第11集 「大学生論」(2008年)と第21集「学生多様化の現 在」(2018年)の2集がある。

前者(第11集)は、いわゆる「大学全入時代」 (2007年)を迎え、進学率の上昇と入試の多様化 によって、学力が低く、勉学意欲がなく、社会性 や自主性の乏しい学生が増えたという共通認識を 出発点として、実証的データをもとに新たな学生 像を描き、有効な教育システムを構築し、その成 果を検証しようとする目的で編まれている。この なかで吉田(2008)は、「印象論や一枚岩的な大 学生イメージを超えた、多様な大学生の実態に迫 ることが必要である」という問題意識の下、学生 の多様化は個人の属性による分化と在学する大学 の特性による分化との相互関連により生じる複雑 な結果であり、有効な教育改革への示唆を得るた めには、それぞれを区別して取り出した上で、可 変性のある要因を抽出する必要があると述べてい る。

しかしながら、本特集ではそのような「多様性」を正面からテーマに据えた研究は掲載されていない。1編、「学生の流動化」(編入学等、高等

教育機関間の移動や社会人の入学)をテーマにした論文があるが(濱中,2008)、そこでも、1991年の大学設置基準の改正(大綱化)以来、大学の制度上はより多様な学び方ができるようになったにもかかわらず、期待されたほど学生は流動化せず、18歳から22歳の4年間を過ごす学生を大半とするわが国の学生の現状がデータとともに示されている。つまり、多様化にどう対応するかというよりも、多様化はなぜ進まないのかという観点からの考察となっているのである。

一方、10年後に編まれた後者(第21集)は、「多様化」「多様性」に対するわが国の高等教育の 姿勢を批判的に見直すことからはじめ、すでに在 る多様性にどう向き合うかという観点からの論考 が並んでいる。

このような研究視点の転換が起きた背景には、 2008年に文部科学省が策定した「留学生30万人計 画 | を皮切りに、高等教育のグローバル化(実質 的にはアメリカ化)を強力に推進してきた国の方 針があると考えられる。この10年間は、種々の教 育改革(制度改革)と並行して、デジタル・ネイ ティブ(ものごころついた時から携帯端末が身近 にあり、インターネットや SNS を通して国や文 化を超えた交流が日常的に可能な世代) が次々と 高等教育に学ぶようになるという、大学と学生双 方の多様化が急速に進んだ期間であった。もっと も、高等教育行政の側からは、外国人留学生の招 致や日本人留学生の送り出し施策に「多様化」推 進の視点は入っていなかったと想像され、結果と して生じた多様化の問題に、対応を迫られる事態 となったとみるのが妥当であろう。

本学でも、2010年代半ばから国際交流部門の強化が図られ、2018年度から正規外国人留学生が入学するようになった。個々の大学レベルでも、学生の文化的多様性への具体的対応が、待ったなしで求められる状況がある。

後者(第21集)の特集に戻ると、そのなかで、 井上(2018)は、高等教育に関する過去の政策文

書の分析を通して、「学生の多様化」に言及され るようになったのは1991年以降であり、「廣中レ ポート」(2000年) を頂点として、その後は淡泊 な、しかし執拗な記述として残っていくという経 過を明らかにしている。そして問題なのは、多義 的で、捉えどころのない「多様化」という用語 が、エビデンスなく、「鵺」のように流通してい ることであると指摘している。また吉田(2018) も、高等教育に関する各種の審議会の答申や白 書、およびそれらを分析した先行研究のレビュー を通して、より客観的にこの問題を検証してい る。さらに、葛城(2018)は「ボーダーフリー大 学 |、居神(2018)は「マージナル大学 | という 新たな用語を用いて、いわゆる低学力層の学生を 多く抱える大学の現状を報告し、そこでの教育の 意義と可能性を論じている。以下で示すように、 「多様化」は悪化を意味する代用語として長らく 高等教育界で用いられてきたが、そのことへの疑 問と反省が、ようやく高等教育研究者から表明で きるようになってきたと言えるのかもしれない。

ここで、吉田 (2018) の検証を要約しておくと 以下のようになる。

まず、わが国における高等教育の拡大(進学率 の上昇)は、戦後1960年代からの高度経済成長期 と、2000年代の18歳人口の減少期の、2度起きて いる(アメリカの高等教育研究者、マーチン・ト ロウの用語で言えば、「大衆 (マス) 化」と「ユ ニバーサル・アクセス化」の時代にあたる)。1 度目の拡大の時期に出された中央教育審議会の答 申(1963. 1971)は、高等教育の対象が拡大した 現状を認める一方で、高等教育の水準を維持する ためには一定の基準を確保すべきであり、規模の 拡大にはおのずから限度があると書かれている。 その結果、1976年から1990年までは総量規制策に よって、進学率は約30%で安定推移することに なった。また、対策として高等教育機関の種別化 (大学院大学、大学、短期大学、高等専門学校、 芸術大学という5種)も提言されたが、これは戦 前回帰の批判により実現しなかった。

この種別化の発想について、吉田 (2018) は、「これは高等教育の多様な使命による水平的分化というよりは、学生の能力に応じた教育内容の水準による垂直的分化であるといってよい」(傍点筆者)と評している。多様な学生に応じた多様な教育機関への改組というよりも、学生の能力に応じて教育機関を序列化する意味合いが強かった。この時代の高等教育界の牽引者は、吉田の表現を用いれば「垂直的多様化」(能力の上下という垂直軸の多様性)に関心があり、4年制大学における下方への拡大は食い止められるべき問題と認識していたということであろう。

次に、2度目の高等教育拡大の時期に出された中央教育審議会の答申(1997,2005)では、学生の多様化は能力の垂直的分化という意味で用いられていることは変わりないが、進学率の高まりに対しては「積極的に受け止める必要がある」と容認に転じ、学生の「ニーズの多様化」に応じられる高等教育の質の確保が要請されるようになった。入口で選抜することにはもう限界があるため、多様な学生を受け入れ、その特質やニーズに合った多様な教育方法を改革実現し、出口での「質保証」をするべしという論理である。ちなみに、学生支援 GP が2008年から2年間募集され、事業の採択校に多額の補助金助成が下りたのは、この出口の質保証に向けた各大学の取り組みを、競争的に促す試みの一環であった。

しかしながら、この時期(1990年代後半から 2000年代)の「多様性の受容」への方針転換においても、わが国では社会人や留学生は18歳人口の 不足を補填する人員という認識が根強く、多様性 を構成する重要な要素と認知されるには至っていない。つまり、「水平的」多様化の視点からの議 論(たとえば「高等教育研究」誌の後者の特集) は、グローバル化政策が軌道に乗る2010年代後半 まで待たないと始まらなかったとも言えよう。

吉田(2018)は、これらの状況をイギリスの高

等教育論と比較したとき、わが国では進学率上昇による学生多様化の議論が、教育機会の均等という社会的公正や、潜在的能力者(低所得などさまざまな事情により就学が叶わなかった者)の進学がもたらす社会的効用という、2つの観点を欠いていることを指摘している。これは、今後の議論を展開していく上で、非常に基本的かつ重要な示唆だと考えられる。

以上をまとめると、わが国の高等教育においては1990年代以降、学生の「多様化」および「多様性」は、学生の質の低下を含意する言葉として流通し、概念としては曖昧なまま論じられてきたが、政策よりも変化が先行する現実の高等教育現場からの問題提起と、より広い社会のグローバル化からの要請、そして人々の人権意識の向上によって、ようやくその概念の根本的問い直しの機運が高まってきたのが現在の状況だと言える。

2. 大学の多様化

次に、学生の多様化を受けて、高等教育機関の 側(主に大学)がどのように変化してきたのかと いう観点から、これまでを展望してみる。

わが国の高等教育の変化を理解するうえでよく知られた枠組みに、前述したマーチン・トロウの「高等教育の発展段階論」がある。そこでは、同年齢人口比でみた進学率15%までが「エリート段階」、50%までが「大衆(マス)段階」、50%を超える「ユニバーサル・アクセス段階」と位置づけられ、戦後、アメリカ型の高等教育システムを採用したわが国の大学も、同じ枠組みでの理解が可能であるとされている。

その論によれば、大学への進学率が高まれば、 学生の進学意識や学力、関心、態度が多様化し、 進学者が増大すれば、社会から大学への教育要求 も多様化する。それらに応じて、大学はさまざま な教育改革を迫られることになる。さらに、押さ えておきたいのは、トロウの論においては、発展 段階が進んでも、それ以前の段階の大学が消滅す るわけではなく、新たな段階を構成する一部として存在する(たとえば、大衆段階にもエリート型大学は残る)という点である。したがって、2010年頃にはユニバーサル・アクセス段階に突入したと判断できるわが国の現状では、選抜性の高いエリート大学から、世間からはその存在意義に疑念を抱かれる選抜性のない(誰でも入れる)大学まで、多種多様な大学が併存していることになる。

このような時代の流れのなかで政府が採ったこれまでで最大の改革は、1991年の大学設置基準の改正(大綱化)であったと考えられる。もはや、多様な性質をもつわが国の大学に統一した指針を示すことは事実上困難であり、規制緩和を行うことで、各大学の主体的な改革を競わせる方向に舵を切ったと理解することができるだろう。

しかしながら、次々と打ち上げられた花火のよ うな改革策は、空回りに終わったり、学生にさら なる課題を負わせたと考えられるものも多い。た とえば、濱中義隆 (2013) は、1990年時点では学 士学位に付される専攻分野の名称は29種類しかな かったものが、大学設置基準の大綱化以後、2010 年には約700種類に増大し、さらにその6割が1 校のみで授与されている固有の名称となっている ことを、カリキュラムの多様化を可視化できる一 つのデータとして取り上げている。入学生を惹き つけるための新奇なネーミングが流行したこと は、たとえばカナ文字の、ほかのどこにもない学 部学科で何を学び、何を身につけたかが学生自身 もよくわからないといった現象を一部で生むこと になった。また、濱中淳子(2013)は、大綱化と 同時に政府が大学院の定員を2000年までに2倍に 拡充する計画を立てた施策は、修了生を受け入れ る社会(企業)の側の変化がついてこなかったた めに、多くの就職難民を生み出すことになったと いう負の影響について、学校基本調査報告書の データやインタビュー調査の結果から論じてい る。

これらは、筆者の学生相談の実践からも頷ける

部分が多い指摘である。法科大学院や会計大学院 など、エリート養成機関拡充に向けた改革戦略と して2000年代半ばに政府主導で次々と開設された 専門職大学院も、蓋をあけてみれば、社会(この 場合は専門職集団)から受け入れの拡充を拒否さ れ、進路の再選択を余儀なくされる大学院生を多 く生み出した。いったん拡大した司法試験の合格 者数の抑制などは、その最たるものである。

本学の学生相談室で、専門職大学院の大学院生の利用が増え、研究科大学院とは区別して統計をとるようになった2006年度から、利用が減少して「大学院生」として合算するようになる前の2015年度までを通してみたときに、利用件数が最大になった2012年度では、実数で全体の6.5%、のべ件数で19.7%を占めていた。つまり、年間学生相談件数(のべ)の2割近くを専門職大学院生が占めていたことになる。当時、8学部、4研究科、2専門職大学院を擁する1万人弱の学生規模の本学において、大学院生の占める割合が2%程度である在籍比率を考えると、この利用率は突出して高い値だと言える。これを、教育改革という社会の実験が個々の学生に及ぼした負の影響の一つの表れと解釈することは十分可能であろう。

これらをまとめると、わが国の大学は、学生の 多様化に応える教育改革をいろいろ試みてきては いるものの、結局は社会の側からの要請の変化に 振り回され、意図する成果を上げられないまま迷 走していると言えるのではなかろうか。

2005年の中教審の答申では「高等教育機関の機能別分化」が謳われ、わが国の大学は「世界的研究・教育拠点」「高度専門職業人養成」「幅広い職業人養成」「総合的教養教育」「特定の専門的分野(芸術・体育等)の教育研究」「特定の生涯学習機会の拠点」「社会貢献機能(地域貢献、産官学連携、国際交流等)」の7つのうち一つまたは複数を保有する方向へ分化することが示唆された。これもまた、経済社会からの要請に沿った提言であり、大学内部から出てきた改革案とは言えない。

1971年の中教審答申に盛り込まれた「大学種別化」ほどあからさまな序列化の提言ではなかったにせよ、この機能別分化案をもって「大学の多様化」と肯定的に受け止めたのは、一部のエリート型大学のみであろう。より多くの大学は、機能別分化という理念のなかに「垂直的多様化」、つまり序列化を読み取り、受け容れ難さを抱いただろうと想像できる。

このような日本の高等教育が抱える特殊性を分析した苅谷(2013)は、人文社会系の大学院教育の不調や、リカレント教育に対する社会からの評価の低さ、学生集団の同質性の変わらぬ高さなどを根拠に、わが国の大学改革による近年の制度化が、「より高度な教育を生み出すには至っていない」と結論づけている。多様化のなかの自由と競争が、教育の質の向上をもたらすという論理に基づいた改革を行ってきたはずが、わが国では大きくみれば、単一のものさしで測られる階層のなかでより上を目指すという、閉じられた競争が繰り返されてきた歴史として理解されるのである。

Ⅲ. グローバル化時代の多様性とは何か

1. 教育におけるパラダイムシフト

前節にみてきたように、わが国の高等教育に関する議論において、「多様性」はこれまで主として垂直的にとらえられ、「多様化」は質の低下を含意する言葉として用いられることが多かった。もしその含意通りならば、多様性は教育において目指されるものではあり得ず、むしろ克服されるべきものということになる。しかし、国際的にみたとき、近年、グローバル化は着実に進み、出生地とは異なる国で暮らす移民や複数の国籍保持者が増加し、その教育においては多様性を価値あるものとして意味づけ直す必要が生じてきた。

民主主義を原則とする先進36カ国が加盟する (2019年現在) 国際機関 OCED (経済協力開発機構) は、文化的多様化という時代の大きな流れの なかで、多様性に拓かれた教師の育成を重要課題 として、各国(主に欧米)の取り組みを紹介している(OECD, 2010/2014)。この政策提言書は、「移民やマイノリティの多様性を価値として認め、多様な人々の社会的包摂を教師教育の基本理念として位置づけたこと」にその顕著な意義がある。従来の、マイノリティにマジョリティへの同化・適応を促す政策からの根本的転換であり、教育におけるパラダイムシフトと位置づけられる。

わが国でも、2014年に出入国管理および難民認定法の一部を改正する法律が成立し、高度専門職の外国人受け入れが促進されると同時に、学校教育法施行規則が改正され、帰国・外国人児童生徒に対して義務教育の一環として日本語教育が行えるようになった。これらの変化は高等教育施策と直結しているわけではないが、初等・中等教育における価値転換が、高等教育において「水平的」観点から多様性を見直す大きな契機としてはたらいたと考えられるだろう。

OECD (2010/2014) は、「多様性」は多くの 要素とレベルを含む多面的な概念であり、年齢、 民族性、階級、性、身体的な能力/特質、人種、 性的指向、宗教、教育的背景、出身地や居住地、 収入、婚姻状態、親の地位や職業等を含むが、こ れに限らないと確認したうえで、教育に焦点を当 てた場合の多様性を、「発達の可能性を広げ、学 習を促進するものであり、文化的、言語的、民族 的、宗教的、そして社会的経済的な相違を含むも のである」と定義している。そして、多くの先進 国において、学校教育の場では、「多様性(差異) は取り組まれなければならない問題 |という認識 から、「多様性(差異)は社会的財産でありチャ ンスである」という認識の段階への移行が始まっ ていることを、各国の報告を基に示している。つ まり、吉田 (2018) が、わが国の高等教育の議論 に欠けている視点の一つとして挙げた「社会的効 用」が、ここでは宣言されていることがわかる。

多様性がどのように発達に資するのかについて は、理論的考察と、実践研究を通したエビデンス を今後蓄積していくことが必要であろう。移民問題にみるように、多様性の包摂は、さまざまな葛藤と摩擦を抱えることを意味する。葛藤と摩擦を乗り越えた先に何が得られるのかが、より具体的に明示されることが重要である。得られるものの価値が納得されることによって、わが国の高等教育においても、水平・垂直の両軸を含む多様性の実現に向けた取り組みが、もっと力強く展開できるようになると考えられる。

2. 多様性のモデルとしてのインクルージョン

OECD (2010/2014) の提言以降、わが国の教育界でも、包摂 (インクルージョン) を、その目指すべき方向とする議論が活発化している。

荒巻(2019)によると、インクルージョンは、鉱物学では含有物という意味をもつ。天然石のなかに含まれている多色多様な成分のことである。そこから、さまざまな要素が溶け込むように全体を構成している状態を、インクルージョンと呼ぶことがイメージされる。この用語が教育の概念として初めて提唱されたのは、1994年にスペインのサラマンカでユネスコとスペイン政府によって開催された「特別な教育的ニーズに関する世界会議」で採択された「サラマンカ声明」においてであった。障害や移民、貧困などの社会的障壁により「特別な教育的ニーズ」をもつ子どもを、排除するのではなく、分離保護するのでもなく、一体化した環境のなかで育てていこうとする宣言である。

これは、子どもの教育に限らず、多様な人々との共生社会の理念としても同様に理解することができるだろう。ユネスコが2005年に作成した「インクルージョンのためのガイドライン」には、社会や集団は差異に対して、「拒否による排除」、「受け入れによる分離」、「理解による統合」、「認識によるインクルージョン」の4つの段階を経ることが示されている。これらの概念の違いをわかりやすく示した荒巻(2019、p.6)の図を基に再現したのが、図1~4である。大きな円は社会を

表し、小さい円は、大きな社会よりは小さい社会や組織、集団を表す。

わが国の教育界においては、2006年の学校教育 法施行規則の一部改正、2007年の学校教育法等の 一部改正を経て、特殊教育から特別支援教育制度 に転換したことが、「分離(セグレゲーション)| から「統合(インテグレーション)」の段階に移 行した時期に相当するとみなすことができる。義 務教育段階においては、通常学級に在籍すること を基本とし、個別のニーズに応じて特別支援学級 に通うというシステムである。さらに、障害等に より「特別な教育的ニーズをもつ」子どもについ ては、個別に合理的配慮を提供しながら、「イン クルージョン」の状態で学習することが目指され ているのが近年の状況である。一方、高等教育段 階においては、そもそも「統合」以前の段階は想 定されておらず、以下に述べる障害者の権利に関 する法整備と並行して、インクルージョンが模索

されている状況であると言えるだろう。

わが国の高等教育におけるインクルージョン (多様性の包摂)の現状

留学生の受け入れ増大、経済的支援の強化などの施策を通して、OECD (2010/2014) が定義する包括的な意味での多様性は、わが国の高等教育においても徐々に実現に向かっている。学生相談の関与という点で言えば、まず、留学生の心理的支援を求められる機会が近年急速に増大していることは確かである。本学の状況をみても、西浦(2020) の報告にあるように、ここ数年、外国語でのカウンセリングを含めた留学生への対応件数が増えている。2018年度で言えば、実数11(全利用者の3.1%)、のべ件数133(全利用件数の4.0%)となっており、今後も増加傾向は続くものと予想される。

さらに、留学生も含めたうえで、学生相談や学

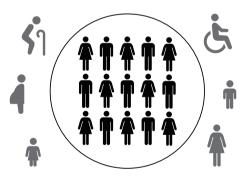


図1 エクスクルージョン (排他・排除・排斥)

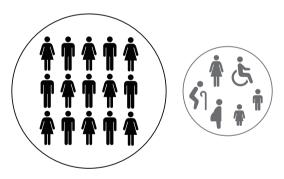


図2 セグレゲーション (分離・隔離)



図3 インテグレーション (統合)



図4 インクルージョン(包摂・包含・包括・包容)

生支援の部署がとりわけ関与を求められるように なったのは、障害のある学生やその周辺の潜在的 な要支援学生を、どのようにして所属する大学・ 学部等に包摂できるかの方策の検討に対してであ る。

「障害」といっても、教育において個別支援の 対象として扱われる範囲は非常に幅広い。2001年 に WHO (世界保健機構) が「国際生活機能分類 | をそれまでの「国際障害分類」に代わって採択し て以後は、障害は個人に帰属されるものではな く、その多くは社会環境によって作り出されたも のであるという「障害の社会モデル」が世界の共 通理解となっている。2006年に国連で採択された 「障害者の権利に関する条約」(わが国は2014年に 批准)も同様の障害観に基づいており、高等教育 機関は、多様な学生のそれぞれが自分の学ぶ権利 を十分に行使できるよう、環境改善に努めなけれ ばならないことが法的にも規定された。また、 2016年に施行された「障害を理由とする差別の解 消の推進に関する法律」により、高等教育機関に も差別的扱いの禁止と合理的配慮の提供が義務付 けられたため(私立大学は、合理的配慮の提供に 関しては努力義務)、各大学では、個々の該当す る学生に対し、きわめて具体的にインクルージョ ンに向けた配慮のあり方が検討されるようになっ ている。

本学の状況を述べると、2017年9月に竣工した新しい学生会館(iCommons)内に、障害のある学生の修学支援(合理的配慮の検討)を行うコーディネーターを配した部屋が開設された。精神障害や発達障害のある学生のカウンセリングを行う学生相談室と修学支援室との連携は必須であり、2018年度の連携支援数は実数で35(学生相談室全利用者の10.0%)、のべ件数で128(同全利用件数の3.8%)となっている。つまり、一人あたりの連携回数はそれほど多くはないが、学生相談室が受け付けた利用者の1割は合理的配慮を申請するか、もしくは申請の検討を行ったと考えてよい。

本論文では詳細に述べることはしないが、高等教育現場における、留学生や障害のある学生などマイノリティの人々に対するインクルージョンに向けた連携の取り組みは、個々の事例のレベルでみたときには、摩擦と葛藤の連続であることも少なくない。図4に挙げたように、インクルージョンとは境界線なく多様(異質)な要素が共存する状態であり、しかも、岩石の含有物のように固定されて動かない状態ではなく、常に各要素は直接関与し合い、ダイナミックに動いている。摩擦と葛藤は、ときに対立や衝突、傷つきや破壊にも結びつく。移民や難民をめぐる大衆の反応と同様に、インクルージョンは、個々人のレベルでもさまざまな感情的反応を生じずにはおかないのである。

インクルージョン(多様性の包摂)は何のために目指されるのか、その実現の過程は個人の発達や成長にどのように寄与するのか。無用な破壊を免れるためにはどうすればよいのだろうか。次節では、多様性の概念について他領域の議論を参照することを通して理解を膨らませ、学生相談の、そして学生相談カウンセラーにとっての多様性のもつ意義を再考してみたい。

Ⅳ. 生物学者からみた多様性

多様性(ダイバーシティ)という言葉は、それが語られる領域によって、今日でもその意味する内容は微妙に異なる。ベンチャー企業ではイノベーション(技術革新)が生まれるための必須条件として、また行政機関ではマイノリティの人々への差別解消の条件として掲げられることが多い。これらは、理念としてはわかりやすいけれども、日々の学生相談実践において筆者を支えてくれるものとしては不十分に感じられる。

より根本的に、人も生物の一つの種であるということを踏まえると、生物学における多様性の概念を理解することは、高等教育と学生相談にとっての多様性を考えるうえで、大いに参考になるだ

ろう。ここでは二人の生物学者の議論を手がかり に、なぜ「多様性」が必要なのかについての示唆 を求めてみることにする。

一人目は、福岡伸一である。福岡(2018)は、1970年代に進化生物学の領域で注目された「利己的遺伝子説」(遺伝子の視点から生物を見ると、個体は「遺伝子の乗り物」にすぎないという生命の遺伝子決定論)を批判的に捉え、生命を偶然性(自由)という観点から論じる分子生物学者である。彼は、生命の本質を「動的平衡」という概念で捉え、多様な生物が相互依存的、相互補完的な、互いを律するさまざまな関係性を維持することにより成り立つものと規定する。彼の表現を用いれば、「遺伝子は生命の楽譜にすぎない」。遺伝子が決定するのは楽譜(あるいはデザイン)であり、それがどのように演奏されるか(あるいは描かれるか)は、環境との偶然の組み合わせにより無限の可能性をもつ。

生物の多様性(種や個体がさまざまなバリエーションに分化していくこと)は、変化する環境への適応性を高める戦略として一般に理解されている。しかし福岡(2018)は、それは生物多様性の意義の一面でしかなく、「動的平衡の強靱さ、回復力の大きさをこそ支える根拠」としてはたらくことに、その価値があると強調する。彼によれば多様性は、生命が進化し、また地球環境の動的平衡が維持され続けるために、なくてはならないものである。多様性の損失は、地球規模の生態系の存続にとって脅威であるという認識から、2010年には国連で「生物多様性条約」が採択され、2011年から2020年までの10年間の取り組みが行われ、今はその最終年に当たる。

このような意味での「多様性」を構成する要素を表す生物学の用語として、福岡(2018)は「ニッチ」という言葉も紹介している。

ニッチは本来的に隙間の意味ではない。多様性 を構成するすべての生物 (ただし、ヒト以外) が 守っている、自分のためのわずかな窪み、つまり 生態学的地位のことである。たとえば蝶の幼虫でも、アゲハチョウとキアゲハとジャコウアゲハは それぞれ特定の別の植物の葉しか食べず、たとえ 餓死しても他のアゲハの領分を侵すことはしない。また「窪みは同時にバトンタッチの場所でもあり、流れの結節点となって、物質とエネルギーと情報の循環、すなわち生態系全体の動的平衡を担保している」と彼は述べる。生物たちは、食性だけでなく、棲む場所も、活動する時間帯も、交信する周波数も、死に場所と死に方もそれぞれに 守ることによって、全体のバランスを維持しているのである。

「学生相談は高等教育機関のニッチである」と、 学生相談担当者自身が自己卑下的に表現すること がときどき聞かれるが、多様性を包摂する大学の 一要素として学生相談機関(または機能)をとら えるならば、まさに本来的な意味で、「ニッチ」 と呼んでよいのではなかろうか。

生物学におけるニッチの概念から筆者にまず思い浮かぶのは、ゴールデンロケットフロッグという小さなカエルである。小さく美しいそのカエルは、南米ガイアナのカイエチュールという滝のそばで、壮大な瀑布から飛散する水を溜めた植物の葉と葉の間で卵から孵り、オタマジャクシからカエルへと育ち、またそこで産卵し、一生をそこで過ごすことが知られている。文字通り、小さな「窪み」を自分のニッチとして守り、瀑布と相互的関係を維持しつつ、多様性を構成しているのである。この意味で、ニッチは「分際」と訳せると福岡は言う。

ここから、教育におけるインクルージョン(多様性の包摂)に対して示唆される点は何かを考えると、多様性は本来的に生物が指向する生命のありようであって、そこへ向かおうとするのは必然だということである。その過程で無用な破壊を避けるためには、ニッチ(それぞれの人や組織の分際)に畏敬の念を払い、全体を構成する自分自身のニッチを精一杯生きる努力をすべきということ

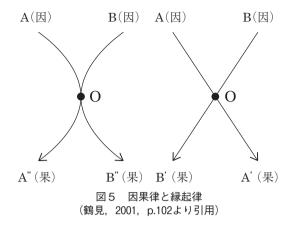
でもあろうか。

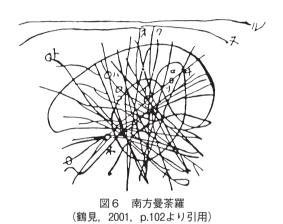
二人目は、明治から昭和初期にかけて独創的な研究を行った生物学者で博物学者の南方熊楠である。南方は、特定の研究機関に属さず、米英と日本とで、自然科学と社会科学の方法論に真言密教の思想を融合させた知的探究を生涯続けた。今日では、粘菌の研究者として最も知られるが、日本人としては最も早く生物多様性の考え方を提起した学者としても評価されている。南方の研究はあまりに膨大で、要約することは筆者には不可能であるが、前掲の福岡伸一の生命観を形成した一つの土台とも想像できる「偶然と必然」の思想について、南方を研究した鶴見(2001)の解説を手がかりに考えておきたい。

粘菌(真性粘菌)とは、アメーバ状に移動して 捕食する粘の状態と、菌の状態とを往復する、動 物にも植物にも分類できない生物である。また、 粘から菌へ、菌から粘への変化は偶然の因子によ るところが大きく、法則性が見いだせない。南方 は、長い米英滞在での異文化体験と、粘菌研究か ら学んだ偶然性や生と死の連続性、新種・珍種を 発見するきっかけとなった無意識の心的過程への 関心などから、臨床心理学を理論的背景にもつカ ウンセラーとしての筆者にも深く共鳴できる世界 観(自然観、生命観といっても同じである)を提 示してくれている。

まず、図5(タイトルは筆者)は、ロンドンに滞在していた1890年代に、パリにいた真言宗の僧侶、土宜法竜に宛てた書簡に書かれた図を再現したものである。自然科学はAという原因(因)とA'という結果(果)、Bという原因とB'という結果の因果関係を実証する学問であり、その法則は因果律と呼ばれる。一方、現実には自然現象も社会現象も因果律だけではすべてを説明することはできず、偶然によって左右されることは多い。

南方は、因果律と因果律が偶然出会ったとき、 そのまま結果をもたらすのではなく、出会いに





よって方向が変えられ、結果が変わることがあるのではないかと考え、それを図5の左側のように描いた。仏教ではそのような偶然の出会いを「縁」と呼ぶが、縁は因果と因果が錯綜して生じるものであり、因果律(必然)と縁起律(偶然)を同時に把握することによってこそ、世界を的確に捉えることが可能になるのではないかと考えたのである。

さらに、1903年に同じく土宜に書き送ったのが、図6のなぐりがきのような図である。南方は、図5に示したような偶然と必然が、同時に多方向に(自由に)絡まり合う状態をイメージし、これをもって自らの学問的探究の方法論にすると宣言したのではないか、というのが鶴見の理解である。なお、「南方曼荼羅」というのは、鶴見がこの図を理解しようとして仏教学者の中村元に見

せたとき、中村が発した感想から命名されたものだという。手書きの重なった線からは、詳細は読み取れないが、鶴見(2001)は、中心部の黒くなっている箇所には、図5の0点、つまり多くの因果が交差する点があり、南方が「萃点」と呼んだことも解説している。

一見、教育や学生相談とは接点のないようにみ える生物学者の世界観であるが、筆者は、多様性 の「効用」や「目指される意義」を考えるうえ で、重要な示唆を与えてくれるものと考えてい る。前節で取り上げた、教育の理念としての「イ ンクルージョン」は、多様性を静的な状態として 捉えていた。概念の理解を進めれば、動的な要素 を含んでいることは十分想像できるが、簡潔に示 された図に表れていないという点で、相対的に重 視されない要素であったと判断できる。一方、こ こに挙げた二人の生物学者の描く世界には、多様 な要素の、相互にニッチ (分際)を守る関係や、 ぶつかり合う偶然の関係が生き生きと示されてい る。そして、そのような異質な要素の出会いか らこそ豊かな創造性が生まれることを、鶴見 (2001) は南方の生涯の研究を通して論じている のである。

V. おわりに

最後に、学生相談にとって目指される多様性と はどのようなものか、また学生相談カウンセラー がもつべき視点とは何かについて、これまでみて きたことを基に述べておきたい。

多様性、および多様化を、克服すべき問題と捉えることから得るものは少なく、社会的財産として、また個人の発達を促し、創造性を生み出す動的環境として目指されるものと捉えるまなざしをもつことが必要なのは言うまでもない。教育の理念として描かれる際にみられがちな予定調和的な状態としての多様性ではなく、動的均衡の状態としての多様性からこそ、個人の発達も、社会的効用も、生態学的世界の存続も、生まれてくるので

はないかと考えられるからである。

このような視点に立ったとき、学生相談カウンセラーに期待されるのは、多様性のなかでニッチ(分際)を生きる個々の学生に寄り添い、偶然の出会いによって摩擦や衝突が生まれたときには学生や衝突の相手と共に萃点にとどまり、破壊を食い止め創造が生まれる過程を支えることだと言えるだろう。

学生相談カウンセラーは、特に授業を担当しない場合、多数の一般学生ではなく、留学生、性的マイノリティ、障害や個別の事情を抱えた学生などに直接関わることのほうが多い。しかし、インクルージョン(多様性の包摂)とは、多数派が少数派を抱える状態ではなく、境界のない自由なあり方で、それぞれの学生が居場所をもつことを意味している。カウンセラーに求められるのは、「支援する者とされる者」という意識よりも、その集団を構成するすべての要素(ニッチに住む個々人)の一員としてそこに含まれているという意識である。

学生相談において、「連携と協働」という言葉で表されることの多い、萃点での活動は、実際には非常にエネルギーを必要とするものであり、しばしばカウンセラーにとっても困難を伴う。それでも、「個」に徹底的に寄り添うことは、多様性の実現に寄与し、「全体」を豊かにすることと矛盾しない、という全体像をしっかりと見据えておくことで、これからも、学生相談は多様性という価値に向かって惑わずに進んでいけるのではないだろうか。

マ 朝

荒巻恵子 2019 インクルージョンとは、何か?―多 様性社会での教育を考える― 日本標準

中央教育審議会 1963 大学教育の改善について

中央教育審議会 1971 今後における学校教育の総合 的な拡充整備のための基本的施策について

中央教育審議会 1997 平成12年度以降の高等教育の 将来構想について

中央教育審議会 2005 我が国の高等教育の将来像 福岡伸一 2018 新版 動的平衡 2 生命は自由にな れるか 小学館新書

- 濱中淳子 2013 拡大する大学院と就職難民問題―大学院修了者は「使えない人材」なのか 広田照幸他編「多様化する大学―学生の多様化をどうみるか」 岩波書店 105-133
- 濱中義隆 2008 「学生の流動化」と進路形成―現状と 可能性― 高等教育研究 第11集 107-126
- 濱中義隆 2013 多様化する大学と学生教育 広田照 幸他編「多様化する大学―学生の多様化をどうみる か」 岩波書店 47-74
- 居神 浩 2018 学生の多様化を正面から見ない大学 論への絶望と希望 高等教育研究 第21集 127-145
- 井上義和 2018 学生多様化論の鵺的な性格—1990年 代以降の改革言説における展開と機能— 高等教育 研究 第21集 39-57
- 葛城浩一 2018 多様化した学生に対する大学と教員 一「ボーダーフリー大学」に着目して一 高等教育 研究 第21集 107-125

- 苅谷剛彦_{エック} 2013 高等教育システムの階層性一日本の 大学の謎 広田照幸他編「多様化する大学一学生の 多様化をどうみるか」 岩波書店 163-193
- 西浦太郎 2020 学生相談室2018年度利用者統計報告 甲南大学学生相談室紀要 第27号 90-101
- OECD 2010 Educating Teachers for Diversity:
 MEETING THE CHALLENGE Organisation for
 Economic Co-operation and Development, Paris
 (OECD 教育研究革新センター編 斎藤聡美監訳 布
 川あゆみ・本田伊克・木下江美・三浦綾希子・藤浪
 海訳 2014 多様性を拓く教師教育 多文化時代の
 各国の取り組み 明石書店)
- 鶴見和子 2001 南方熊楠・萃点の思想 未来のパラ ダイム転換に向けて 藤原書店
- 吉田 文 2008 大学生研究の位相 高等教育研究 第11集 127-142
- 吉田 文 2018 高等教育の拡大と学生の多様化 高 等教育研究 第21集 11-37

ABSTRACT

Student Counseling and Diversity

TAKAISHI, Kyoko

Konan University

This paper discusses about the "diversity" which has become one of the important themes in recent higher educations from the perspective of student counseling. The term diversity is a concept that has multiple facets; it includes many elements, has horizontal and vertical axis and also contains multiple dimensions. Its meaning and implication are also different according to the context.

Firstly, the theme of the history and present situation of how the concept of diversity and diversification has been discussed in higher education, using literature from Japan and North America and Europe.

Secondly, the arguments of biologists are referred and the term "diversity" will be reconsidered. Finally, based on the findings, the perspective and attitude that a student counselor needs to obtain in order to realize the diversity will be examined. "Diversity" is a dynamic process in which causality and synchronicity meet and create new values. Student counselors carry responsibility for supporting and understanding this process.

Key Words: higher education, student counseling, diversity, diversification